

令和6年度 のり面ロープ高所作業に係る業務特別教育講習会開催のお知らせ

(※学科講習のみ)

建設業労働災害防止協会岩手県支部

平成28年1月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて昇降器具（労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であって、作業箇所の上方にある指示物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者を保持するための器具）を用いて作業を行うためには標記特別教育の受講が義務付けられました。※労働安全衛生規則第36条40号（40度未満の斜面における作業を除く。）

建災防岩手県支部では、事業主に代わり標記講習会（学科講習）を下記のとおり開催いたします。たくさんの受講お待ちしております。



※厚生労働省 職場のあんぜんサイト

1. 開催日時・会場等 ※受講者の人数によっては中止になる場合もございます。

開催地区	開催日時	会場	定員
盛岡	令和6年9月26日（木） 12:30～16:50 ※学科講習のみ	岩手県建設会館 (盛岡市松尾町17-9)	50名

2. 講習料

区分	講習料	テキスト代	合計
会員	6,050円(税込)	2,200円(税込)	8,250円
非会員	6,050円(税込)	2,200円(税込)	8,250円

3. 講習科目

科目(学科)	時間	合計
ロープ高所作業に関する知識	1時間	4時間
メインロープ等に関する知識	1時間	
労働災害の防止に関する知識	1時間	
関係法令	1時間	

※実技教育については別途各事業所において3時間以上行って下さい。

今回の開催する講習は、「学科講習4時間以上、実技講習3時間以上（ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに安全帯及び保護帽の取扱い2時間、メインロープ等の点検1時間）行うこと。」と定められておりますが、学科講習のみ実施いたします。実技教育は各事業所で3時間以上実施し、記録して下さい。

4. 申込方法等

- (1) 所定の申込用紙（特別教育・安全衛生教育等講習申込書）に必要事項を記入し、建設業労働災害防止協会岩手県支部に郵送して下さい。
申込書には6ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽の写真（タテ3cm×ヨコ2.5cm）1枚を必ず添付して下さい。不備がありますと、受け付けられませんのでご注意ください。
- (2) 講習料は受講票が到着次第、指定の銀行口座に振込みをお願いします。
- (3) キャンセルの取扱いについて、講習会開催日の7日前までの場合は、講習料から振込手数料を差し引き返金いたします。
(それ以降のキャンセルについては講習料の返金はできません。)
- (4) 申込みは先着順で受付、定員になり次第締切りとします。

5. その他

- (1) 修了証は所定の時間どおり全科目を受講した適性者に対して交付します。ただし、遅刻をしますと修了証の交付はできなくなる場合があります。講習開始10分前までに受付を済ませて下さい。
- (2) 講習日は受講票、筆記用具を持参して下さい。

6. 申込み・問合せ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部
〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階
TEL:019-623-4411 FAX:019-653-6113

〈ロープ高所〉